橿原市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和６年４月１０日（水）午後２時００分から午後２時４５分

２．開催場所　　リサイクル館かしはら　１階会議室

３．出席委員（１３名）

１番	安　田　宗　義（副会長）	２番	吉　川　作　衞
３番	石　井　三　智　子	４番	蘆　村　雅　光（副会長）
５番	森　田　尚　子	６番	森　川　千　鶴　子
７番	福　田　茂（副会長）	８番	岡　本　和　久
９番	中　川　眞　一	１０番	上　田　逸　朗（会　長）
１１番	坂　口　洋	１２番	竹　瀬　久　晴
１３番	堀　田　雅　三		

４．欠席委員　１名　　１４番　福　田　照　美

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　（１）安田　宗義　　（２）吉川　作衞
第２　　第１号議案　農地法第３条農地所有権移転許可申請に関する件
第３　　第２号議案　農地法第３条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
第４　　第３号議案　農地法第５条農地転用許可申請に関する件
第５　　報告１　農地法第４条農地転用届出に関する件
第６　　報告２　農地法第５条農地転用届出に関する件
　　　　その他　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件
　　　　その他　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件
　　　　その他　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件
　　　　その他　農地貸借に係る解約通知に関する件
　　　　その他　令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について

７．会議の概要

事務局長	ただ今より、令和６年４月総会を開催いたします。 はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。
上田会長	【挨　拶】
議長（上田会長）	委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。 本日の出席委員は１３名であり、法定数に達しておりますので、これより令和６年４月の総会を開会いたします。 なお､１４番 福田　照美 委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。
事務局	【議案書の議事日程を朗読】
議長	これより日程に入ります。 日程第１ 議事録署名委員の指名については、１番　安田　宗義 委員、並びに２番　吉川　作衛 委員を指名いたします。 お二方よろしくお願いします。
議長	日程第２､第１号議案､農地法第３条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	農地法第３条農地所有権移転許可申請に関する件は１議案７件でございます。なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが､全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については､小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。 １番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。 ２番から４番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。 ５番及び６番は、交換による所有権移転申請です。 ７番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。
議長	第１号議案は、全て小委員会にかかっております。 なお、１番から７番の説明後、一括で採決したいと思います。 それでは、１番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。

安田副会長	１番、四条町＊＊＊の田 295 ㎡は、橿原警察署から南西約 200m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏から、＊＊市の＊＊　＊＊氏に、親子間で贈与されるものです。小委員会で調査したところ、子である＊＊市の＊＊氏は、以前から家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	地区担当農業委員の森川委員さん、ご説明願います。
森川委員	ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	では２番の現地調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。
蘆村副会長	２番、小槻町＊＊＊の田 1,034 ㎡は、市立真菅北小学校から西約 200m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏が、＊＊町の＊＊　＊＊氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、＊＊氏は農機具も所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	小槻町の地区担当農業委員の坂口委員さん、ご説明願います。
坂口委員	ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	次に３番の現地調査の結果説明を、福田茂副会長からお願いします。
福田茂副会長	３番、一町＊＊＊の田 337 ㎡ は 市立新沢小学校から南西約 700m に位置し、＊＊市の＊＊　＊＊氏が、＊＊町の＊＊　＊＊氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、＊＊氏は農機具も所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。
中川委員	ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	次に４番の現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。
安田副会長	４番、曲川町１丁目＊＊＊の田 497 ㎡ は 曽我川緑地体育館から南約300m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏が、＊＊市の＊＊　＊＊氏から売買で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、＊＊氏は以前から耕作されていることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	地区担当農業委員の竹瀬委員さん、ご説明願います。
竹瀬委員	ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	では続いて、農地の交換による案件であるため、５番及び６番を一括で蘆村副会長から現地調査の結果説明をしていただきます。
蘆村副会長	５番、田中町＊＊＊の田 1,082 ㎡ は 大和平野土地改良区事務所から北東約 300m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏が所有されています。 ６番、田中町＊＊＊の田 965 ㎡ は 私立ともえ学園から北約 300m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏が所有されています。お互いに効率的に耕作できるように、互いの農地を交換されます。 小委員会で調査したところ、＊＊氏、＊＊氏は耕作能力があり、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	地区担当農業委員の石井委員さん、ご説明願います。
石井委員	ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	では、７番の現地調査の結果説明を、福田茂副会長からお願いします。
福田茂副会長	７番は、慈明寺町＊＊＊の田 669 ㎡及び＊＊＊の田 885 ㎡は、市立今井小学校から南西約 800m に、＊＊＊の田 1,299 ㎡は、市立今井小学校から南西約 900m に位置し、＊＊町の＊＊　＊＊氏から、＊＊町の＊＊　＊＊氏に、親子間で贈与されるものです。 小委員会で調査したところ、＊＊氏は以前から家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	慈明寺町の地区担当農業委員の森川委員さん、ご説明願います。
森川委員	ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、第１号議案 １番から７番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 －意見なし－
議長	ご意見もないようですので、採決いたします。 第１号議案 １番から７番の農地法第３条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。 －全員挙手－
議長	全員であります。 よって、第１号議案 １番から７番は許可と決定いたしました。
議長	日程第３、第２号議案、農地法第３条農地使用貸借権設定許可申請を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	農地法第３条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は１議案１件です。なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地元担当委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。
議長	第２号議案は小委員会にかかっております。安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。
安田副会長	１番は、木之本町＊＊＊の田 809 ㎡及び＊＊＊の田 532 ㎡で、市立鴨公小学校から東約 800m に位置し、＊＊町の＊＊ ＊＊氏が、＊＊町の＊＊ ＊＊氏との間で使用貸借の設定をされるもので、小委員会で調査したところ＊＊氏は家族で耕作されていることから、耕作能力があり適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	地元担当委員の福田茂副会長さん、ご説明願います。
福田茂副会長	ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で第２号議案 １番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について質問･意見等がございましたらお願いします。 －意見なし－
議長	ご意見もないようですので、採決いたします。 第２号議案の１番の農地法第３条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。 －全員挙手－
議長	全員であります。 よって、第２号議案の１番は許可と決定いたしました。
議長	日程第４、第３号議案、農地法第５条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	農地法第５条農地転用許可申請に関する件は１議案 １件です。 売買による所有権移転により発電設備として転用したいと申請されたものです。当該申請地は、JR 香久山駅からの宅地率で算出する第２種農地で、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。 事務局からは以上です。
議長	第３号議案 １番は、小委員会にかかっております。１番は、福田茂副会長から現地調査の結果説明をお願いします。
福田茂副会長	１番は、膳夫町＊＊＊の田 993 ㎡で、市立香久山小学校から南西約 100m に位置しており、大阪市北区の＊＊＊＊が、＊＊町の＊＊ ＊＊氏から売買により所有権移転し、発電設備として転用したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	地区担当農業委員の蘆村副会長さん、ご説明願います。
蘆村副会長	ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で第３号議案　１番の説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 －意見なし－
議長	ご意見もないようですので、採決いたします。 第３号議案　１番の農地法第５条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。 －全員挙手－
議長	全員であります。よって、第３号議案　１番は許可相当として、県知事に意見を進達します。
議長	日程第５、報告１、農地法第４条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	報告１、農地法第４条農地転用届出に関する件の報告は１件です。 １番、高殿町＊＊＊の田 1,207 ㎡は、近鉄耳成駅から南西約 300ｍ に位置しており、＊＊町の＊＊　＊＊氏が、重層長屋用地として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の森田委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。令和６年３月１３日に受理しております。事務局からは以上です。
議長	以上で報告１の１番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。 －意見なし－
議長	意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長	日程第６、報告２、農地法第５条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	報告２、農地法第５条農地転用届出に関する件の報告は２件です。 １番、醍醐町＊＊＊の田 209 ㎡は、奈良県立畝傍高等学校から東約 500m に位置しており、＊＊町の＊＊　＊＊氏が、＊＊町の＊＊　＊＊氏（持ち分３分の１）及び＊＊市の＊＊　＊＊氏（持ち分３分の２）から売買で譲り受け、一戸建専用住宅用地として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和６年３月１８日に受理しております。 ２番、醍醐町＊＊＊の田 166 ㎡及び＊＊＊の田 168 ㎡は、１番と同様、奈良県立畝傍高等学校から東約 500m に位置しており、京都市中京区の＊＊＊＊が、＊＊町の＊＊　＊＊氏（持ち分３分の１）及び　＊＊市の＊＊＊＊氏（持ち分３分の２）から売買で譲り受け、一戸建て専用住宅用地及び青空資材置場として転用したいと届けられたものです。１番と同様、隣接している農地はございません。令和６年３月１８日に受理しております。事務局からは以上です。
議長	以上で報告２の１番 及び２番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。 －意見なし－
議長	意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。
議長	その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。 １番、十市町＊＊＊の田 1,854 ㎡のうち 1,821 ㎡は、＊＊町の＊＊　＊＊氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は６年です。なお、集積計画決定後の借受予定者は、＊＊市の＊＊　＊＊氏でございます。 ２番、高殿町＊＊＊の田 1,005 ㎡、＊＊＊の田 1,236 ㎡、＊＊＊の田 1,113 ㎡及び＊＊＊の田 911 ㎡は、＊＊町の＊＊　＊＊氏から、なら担

	い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は１０年です。なお、集積計画決定後の借受予定者は、＊＊市の＊＊＊＊氏でございます。事務局からは以上です。
議長	これは、新規ですか。更新ですか。
事務局	いずれも新規です。
議長	ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かご質問・意見がありましたらお願いします。
	－意見なし－
議長	意見なしとの声が上がりましたので、承認することにいたします。
議長	その他の案件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件について、何かございましたら質問・ご意見をお受けいたしますが、いかがでしょうか。
	－意見なし－
議長	意見なしとの事ですので、承認することにいたします。
議長	その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件について、ご説明いたします。 １番は、膳夫町の田で、耕作者である＊＊町の＊＊　＊＊氏が病気の為、耕作を継続することができないとのことで、生産緑地法第１０条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の吉田委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。 ２番は、葛本町の田で、耕作者の＊＊　＊＊氏が死亡の為、生産緑地法第１０条に基づき買取り申出をされるもので、地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。 事務局からは以上です。
議長	ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質

	問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。 　　－意見なし－
議長	意見なしとの事ですので、承認することにいたします。
議長	その他の案件、農地貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	農地貸借に係る解約通知に関する件の報告は２件です。 １番は、一町＊＊＊の田 1,917 ㎡は、農地中間管理事業の推進に関する法律において、貸人なら担い手・農地サポートセンターと、借人＊＊町の＊＊　＊＊氏との間で解約されました。令和６年３月１日に受理しております。 ２番は、醍醐町＊＊＊の田 1,507 ㎡は、農地法第３条の規定による使用貸借権が、借人＊＊町の＊＊　＊＊氏と 貸人＊＊町の＊＊　＊＊氏との間で解約されました。令和６年３月１９日に受理しております。 事務局からは以上でございます。
議長	この２件について、事務局、理由を聞いていますか。
事務局	２番の醍醐町は、文化庁の買上げということで、貸人から申し出があり、お互い合意に至ったものです。 １番の理由は聞いていません。
議長	耕作しにくい田ということですね。
森川委員	配分計画というのは。
事務局	サポートセンターが持っていて、貸すということです。借人が「もう作れない。」という申し出をされたということです。
森川委員	次の借人をサポートセンターが検討しているということですか。
事務局	別の方をサポートセンターが探すことにはなりますが、次の借人の約束までは担保が取れていないということです。
議長	ほかにご意見、ご質問はありますか。

	－意見、質問なし－
議長	意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。 次に、その他の案件の令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【配付資料に基づき説明】 令和６年度最適化活動の目標の設定（案）について、ご説明いたします。 まずは、農業委員会の状況でございますが、これは令和６年４月１日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要について示しています。 令和６年度における最適化活動の目標について、最適化活動の成果目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の３つに関する目標設定を行っています。 「農地の集積」でございますが、「現状及び課題」は、令和６年３月末現在、管内の農地面積のうち、担い手である認定農業者や認定新規就農者等への集積率が 12.3%であります。「目標」に記載の、農地の集積の目標年度の令和 15 年度及び集積率 34%は、奈良県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」による目標でございます。今年度の新規集積面積目標は 10ha、目標の集積率を 13.4%としております。 「遊休農地の解消目標」における、「現状及び課題」につきましては、令和５年度の利用状況調査の結果です。「目標」につきましては、既存遊休農地として、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地 11ha の５分の１の面積として 2ha の解消、及び、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地 4ha の解消が目標です。 「新規参入の促進」について、「現状及び課題」に記載の新規参入者は、認定新規就農者や新たに農業に参入した法人でございます。「目標」は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせんできるよう所有者から同意を得ておくものであり、その面積を公表することが求められています。目標面積は過去３年間の権利移動面積の平均の 12.5ha の１割である 1.3ha としております。 次に、最適化活動の活動目標については、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月６日、農業委員・推進委員ともに全員で取り組むこととしております。活動強化月間の設定目標は３回設定しており、活動時期と取組項目についてはお示ししているとおりです。 「新規参入相談会への参加目標」について、この目標は、農業者の減少・高齢化が進む中、地域内での担い手の確保が困難となり、農業委員会とし

	ても新規参入者の呼び込みについて積極的に活動するよう求められています。参加回数の目標を１回としています。 内容の説明は以上でございます。
議長	新年度に向けての目標の説明でした。事務局から前もって資料を送付し、確認してもらっている中で、ご意見はありますか。
森川委員	活動日数の目標設定が月６日というのは厳しいのでは。
議長	事務局、補足説明をお願いします。
事務局	ご意見のあった月６日の目標は、全国一律で、相当いろんなところで議論がされていますが、最低６日を基本に、全国の農業委員会で取り組むということで設定されたので、同様の日数を目標にしています。農地の確認とか、人と接触することだけで６日には到達しにくいです。令和３年度から、人・農地プランで、農業者が集まる機会等をきっかけに、いろんな人と農地をつないでいく活動をしていただくことで、カウントできるかなと考えています。今年度から、分科会や推進委員会を通じてそういう機会を作っていけたらという思いです。
議長	新年度に向けての目標、これは非常に難しい面があって、局長が頑張ってくれてると思います。目標ですので、オーバーになるようにやっていただきたい。
森川委員	本年度の新規集積面積にしても、中間管理機構がそれだけ動いてくれて、放棄地を、新しい就農者や拡大したい人につないでもらえるような活動をしてくれるなら、面積も目標に近づけるかなと思うけれど、かなりこれも厳しいと思います。
事務局	目標設定の数字は、前回の指針を出したときは、14％くらいだったんです。
蘆村副会長	橿原市の耕作面積は 876ha、これまでの集積面積が 108ha、集積率が 12.3％となっているが、集積率はもっと多いのと違うの。個人に預けられている人は入っているのか。
事務局	担い手とか、認定農業者といわれる方に集まった数字が、これです。今、そういう方に限らず、いろんな経営形態をとられている方がいらっしゃい

	ますので、その方も含めて集積率にすれば上がってくるのにという考えはあるのですが。
蘆村副会長	私は、橿原市の東部の一部しか知りませんが、今回の議案の農用地利用集積等促進計画案でも、＊＊町の＊＊さんが５反近い田を預けられて、＊＊さんという＊＊市の方が作られる。こういうのは結構ある。こういう形態を集積率に入れると、20％どころでは収まらないと思うんです。実際はこういう形で集積できているということです。
事務局	ですので、それを形にしていくのが、今の基盤法とか機構法の考え方で、目標地図を作っていきましょうという国の施策です。
蘆村副会長	認定農業者でなかったら、カウントされていないのかということですね。
議長	これをカウントしていったら、目標を軽く超えると思います。最低限度の目標であって、増えることは好ましいという解釈でいいんじゃないかなと。局長ともよくする話は、担い手が作業だけを受けている人を全て入れたら、目標を超えるのはすぐです。それと、中間管理機構を通じて担い手を受け入れたからといって、地域農業が成り立つわけではないから中間管理機構は農業委員会を頼りにするんです。勘違いしないようにしてください。
森川委員	＊＊さんのところの話がありましたが、膳夫町とか、地理的な面で、そこなら借りて耕作したいと思われるような土地ならいいんだけれど、地域的なもので、荒れ地になってて誰かに借りてほしいと思っていても借りる人がないというのは、結局それだけ耕作が難しい土地だからというのもありますもんね。
議長	目標については、地理的条件や基盤整備が必要なことは度外視して立ててくれているので、作れる、作れないは関係なしに、今後、前向きにそういう田をどうしていくのかを地域の課題として捉え、周辺農地に影響ないよう最低限の保全や作付けの転換等の営農計画をしていくという解釈をしていただいたらいいと思います。 また今、局長から図面を見せていただきました。ここでは、そういう消極的な話も出てきているんですが、農地集積率を見ますと、集積率は、トップが北海道で 91.5％で 100％近いです。東北が 56.6％、北陸が 64.1％、関東が 36.1％、東海が 37.8％、中国四国が 28.7％、九州沖縄 47.4％、近

	畿が 32%、奈良県はもっと低い。国は、集積率を、北海道から九州沖縄まで同じように考えるべきではないのでは。奈良県は奈良県、橿原市は橿原市で、それぞれ違うわけですし、その辺で、事務局が目標を作り上げてくれましたので、まずは、それに準じて考えていただきたいと思います。 　以上、よろしいでしょうか。 　―異議なしの声あり―
議長	それでは、以上をもちまして、令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）につきまして、今年の目標を実行していきたいということでございますので、「案」の文字を削除してください。 　以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしましたので、これをもって、４月の農業委員会 総会を閉会いたします。 　委員各位には、慎重なるご審議をありがとうございました。